

○石川県立少年自然の家管理規則（昭和四十八年十月六日教育委員会規則第十三号）

（趣旨）

第一条 この規則は、学校以外の教育機関等設置に関する条例（昭和三十二年石川県条例第十四号。以下「条例」という。）第十一条の規定に基づき、石川県立少年自然の家（以下本則において「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理の責任）

第二条 石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、少年自然の家の施設及び設備の管理を統括し、その整備に努めなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第三条 条例第六条の規定による申請は、別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。

2 条例第六条の知事が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 三 別に指定する事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類
- 四 組織、事業内容その他申請者の概要を記載した書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

（事業）

第四条 指定管理者は、集団宿泊訓練及び野外活動により、心身ともに健全な少年の育成を図るため、次に掲げる事業を行う。

- 一 少年の集団宿泊訓練及び野外活動に関する事業を実施すること。
- 二 少年の団体、その他の者の行う集団宿泊訓練のために施設設備を使用に供し、及び指導と助言を与えること。
- 三 少年の集団宿泊訓練及び野外活動に関し、調査研究を行うこと。
- 四 少年の集団宿泊訓練及び野外活動に関し、資料を収集し、保管し、及び利用に供すること。
- 五 関係機関及び団体と連絡協力すること。
- 六 その他指定管理者が必要と認め、教育長の承認を得た事項に関すること。

（休業日）

第五条 少年自然の家の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

- 一 毎週月曜日。ただし、「こどもの日」（五月五日）が月曜日の場合は、その翌日
- 二 十二月二十九日から一月三日まで

(使用対象)

第六条 少年自然の家を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 少年（義務教育諸学校に在学する児童及び生徒をいう。次号において同じ。）
- 二 少年の教育にあたる指導者
- 三 前二号に掲げる者のほか、教育長の承認を得て、指定管理者が適当と認める者

(使用申込み及び承認)

第七条 少年自然の家を使用しようとする者は、使用申込書（別記様式第二号）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の使用申込書を受理したときは、記載事項を審査のうえ、すみやかに使用の可否を決定し、当該申込書に通知しなければならない。

(承認の基準)

第八条 指定管理者は、少年自然の家を使用しようとする者が次の各号の一に該当するときは、前条第一項の承認をしてはならない。

- 一 少年自然の家の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 使用の目的が集団宿泊訓練及び野外活動による心身ともに健全な少年の育成に反するとき。
- 三 その他管理運営上不適当な行為のおそれがあるとき。

(使用の取消し及び変更)

第九条 少年自然の家の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を取消し、又は変更しようとするときは、ただちに、取消す場合にあつては指定管理者に届出、変更する場合にあつては指定管理者の承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し及び使用の制限)

第十条 指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用承認を取消し、又は使用を制限することができる。

- 一 少年自然の家の秩序を乱したとき。
- 二 承認を受けた目的以外に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- 三 その他管理運営上不適当な行為のあつたとき。

(使用上の指示)

第十一条 指定管理者は、使用者に対して使用上の心得その他管理運営上必要な事項を指示することができる。

(弁償)

第十二条 使用者は、施設設備を故意又は過失により破損し、又は紛失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第十三条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三十一日教育委員会規則第二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

3 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。